

広島県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
ププレひまわり薬局 尾道中央店	スーパードラッグひ まわり薬局 尾道中 央店	尾道市栗原西一丁目四番一 六号	平成二九年五月一日
ファーマシイ薬局マ ロン	ファーマシイ マロ ン薬局	府中市栗柄町二二〇三番地 一	平成二九年六月一日
エスマイル薬局昭和 町店	昭和町薬局	東広島市西条昭和町六番一 〇号	平成二九年七月一日
エスマイル薬局こう げん店	こうげん薬局	世羅郡世羅町寺町一五五七 番地二	平成二九年五月一日